長崎地方最低賃金審議会第４回専門部会議事録

（令和８年８月１８日　午後１時 50 分～午後３時 50 分）　　部会４

１．開会 伊東部会長代理	定刻前ですけれども、出席予定の方が全員出席されておりますので、ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会　第４回専門部会」を開催いたします。 はじめに委員の出欠状況について事務局から報告をお願いいたします。
江上補佐	本日は、専門部会委員９名のうち、公益委員２名、労側委員３名、使側委員３名、計８名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第６条第６項の規定に基づき、専門部会開催に必要な定足数の３分の２以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
２．部会長挨拶 伊東部会長代理	委員の皆様方におきましては、お忙しい中、第３回専門部会に引き続き、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 本日は、林部会長が都合により欠席されていますので、代わりに私が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 前回まで繰り返し個別協議を行ってきましたけれども、結審には至っておりません。 本日は、この専門部会において、全員一致を目指して結審に向けて協議を進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります前に、事務局の方から事務連絡等あればお願いいたします。
木場室長	（他県の発効日決定状況を伝達）
３．議題 （１）長崎県最低賃金の改正について 伊東部会長代理	ありがとうございました。

	それでは、審議に入りたいと思います。 前回まで協議いただきました結果では、労働者側委員からは、91 円の金額提示をしていただいております。また、発効日につきましては、法定発効を希望するとのご主張でした。 一方、使用者側委員からは、35 円との金額提示をしていただいております。また、発効日につきましては、１月２日以降の指定日発効を希望されるというご主張でした。 双方からの意見の一致が見られないということで、継続審議となっております。 先ほども申しあげましたが、当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望いたしますけれども、本日、この場で金額や発効日につきまして、新たなご意見のご提示等ありましたらお願いしたいと思います。 まず、労働者側委員の方、いかがでしょうか。
津﨑委員	今回、第４回目ということで、改めて主張させていただく上で、補完的な意味を込めて資料をお配りさせていただいておりますので、後でご紹介をしたいと思います。 それでは、第３回部会において、使用者側の方から最低賃金近傍の労働者を多く抱える、最も厳しい小規模・中小企業の経営の影響を配慮すべきである旨の主張があったかと思いますが、添付資料にも付けておりますが、我々としては政府見解を踏まえると、通常の支払い能力とは、個々の企業の支払い能力のことではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することのできる賃金支払い能力と解されており、我々労働者側としては、日銀短観による業況判断など、公的性格を持つ団体が公表している県内の状況を踏まえて、これまで主張してまいりました。 現在示されている各種資料に基づくと、労働者側としては総じて、まずは支払い能力にかけては問題ないということを考えております。 その上で生計費を重点に、改めて主張をさせていただきたいと思います。 ３ページにも書いておりますが、これまでの主張においても、生計費に直結する食料、電気代、ガス代等の光熱費は総合指標より高く推移しており、物価上昇の影響が生活者の家計に与える影響は大きいということで主張してまいりましたが、ガス代においては、長崎は特に山間部であったり、離島半島が多い地理的条件から、都市ガスのカバー率が全国的に比べても低く、プロパンガス依存度が高い傾向にある。 またプロパンガスはですね、都市ガスに比べても割高になる傾向に加

	え、長崎県における家庭用 LP ガス小売販売価格は、全国平均並びに九州内で見ても高く、消費者物価数が高く推移している一つの要因となっていると考えているところでございます。 こちらは４ページに記載しております。 また、５ページに書いておりますが、上下水道料についても、2023 年から 2025 年平均の県庁所在地別上下水道料年間支出額から見ても、全国平均並びに九州内に見ても高く推移をしており、また、資料は６ページにつけております、長崎市の審議会では、 2029 年度から値上げが必要と判断し、意見書案が取りまとめられるなど、さらに実質賃金を圧迫する恐れがある。さらには生計費に影響する公共交通料金の近年の値上げ状況であったり。 その次の７ページにつけておりますが、８月３日からは、タクシーの初乗り料金の引き上げに加え、８ページにつけておりますが、ガソリン代に至っては、全国的に見てもトップクラスの高値を推移するなど、生活必需品の物価高は他県に比べても高く、最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなっており、最低賃金の大幅な引き上げによる、我々としては生活者の底上げが必要であるというふうに考えているところでございます。 その上で、最後に、私たち連合が、労使交渉を踏まえて出した結果を最低賃金にも波及させたいという考えから、連合長崎の 2026 春闘平均賃上げ全体に基づく最低賃金引上げ額と同額の 91 円を主張してまいりました。 一方で、先ほども事務局の方から報告があったとおり、Ａランク、Ｂランクを中心に、Ｃランクにおいても、原則法定発効日にて結審されている状況や、労働者側としては、最低賃金近傍の労働者の生活を考えると １日でも早い発効を目指すことが極めて重要であることから、使用者側の現状も一定考慮した上で、歩み寄れる金額として地場企業における連合長崎平均賃金引上げ額に基づいた引上げ額として、今回新たに 81 円を提示させていただきたいと考えております。 また、付け加えになりますが、前回の専門部会の中で、使用者側委員の方から長崎県タクシー協会からの意見書に基づいて、経営者の状況についてご発言があったかと思いますが、ハイヤー、タクシー、バス、自動車教習産業で働く労働者側を組織する全自交労連の中央の執行委員長名で、連合長崎宛てに働く労働者側としての思い、声についてありました、意見書ではございませんので配っておりませんが、口頭でご紹介をしたいと思いますが、労働者側としては、発効日の後ろ倒しは最低賃金水準で働く労働者の賃金を抑制する結果を生じており、私どもといたしましては、このような異例な状況は二度と生じさせるべきではなく、全

	国すべての都道府県で従来どおり10月ごろの発効が守られなくてはならないと強く考えているという労働者側の声として、連合長崎にも届いておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。 金額としては81円を提示させていただきます。
伊東部会長代理	他の労働者側委員の方から何かご発言はありますか。
労働者側委員	＜意見なし＞
伊東部会長代理	それでは使用者側委員の方からお願いいたします。
峯下委員	先ほど事務局の方からですね、他県の状況、目安に対してプラス３円とか目安どおりとかありましたけれども、改めて目安について、使用者側の見解を述べさせていただきます。 最低賃金法第９条第２項で３要素のデータに基づくって謳ってありまして、その根拠データは、厚生労働省が出している第４表であるということは明白でございます。 ただその、中央での目安の検討にあたって、「日本成長戦略および経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意しつつ、各種事情を総合的に勘案したとあります。 ということは、３要素にも入って企業の支払い能力があるのですけれども、当然第４表にも反映されていますが、それから大きくかけ離れた大幅アップの目安額になっています。 というのは、先ほども申し上げたように、政府の骨太方針2026ですけれども、それを配意している結果になっておりますので、データ上も大幅に食い違いが出ております。 したがって、地方、長崎の使用者とすれば、そこの点を改めて主張しつつ、審議を続けていきたいということになります。 他県の決定状況とか出ておりますけれども、総じて言えることは、物価高を強調したところでの他県の答申状況になっているかなという感想です。すなわち、事業者が苦しんでいる状況、支払い能力については、フォーカスされていない状況での決定状況になっているのが残念でなりません。 それと、発効日についても法定発効日、またはそれに近いところで他県は決まっておりますが、長崎については、引き続きその審議の中で、発効日については、１月２日というふうに申し上げておりますけど、準

	備期間とか、諸事情を色々鑑みて、１月２日というところは、やはり大事なポイントと思っておりますので、今回の審議の中でも、反映していきたいと思っております。 その上で、35 円というのを第２回専門部会で発言させていただきましたけれど、審議の実態から申し上げますと、どうしても目安というところを意識している部分が出てきます。 労働者側の主張、使用者側の主張、当然食い違いはありますけれど、やはりその歩み寄りの姿勢がないと、どっかで折り合いをつけないといけないというところは、理解を示していきたいという気持ちもございます。 具体的には、公益と使用者の個別審議の中で、歩み寄りの度合いと言いますか、どこまで歩み寄りができるかというところを探っていきたいと思います。 繰り返しになりますけれど、歩み寄りの姿勢はございます。
伊東部会長代理	ありがとうございました。他の使用者側委員はいいですか。
岩根委員	ベースになる考えは峯下委員の言っているとおりなのですが、津﨑委員から今日出してもらった資料で、これ、労働者側と使用者側が共通で言っている中身を改めて出していただいた。 一枚目の当時の大臣の答弁書、赤文字でやっているところの二行目を参考にしている、三行目を参考にしている、六行目を参考にしている。で、一番最後、軽重があるものではなく、いずれも最低賃金の決定にあたって考慮されるべきものである。 そういうものを考慮しながら、賃上げの交渉を会社側としてもやっているし、社員からもそういう主張を受けた。 その上でいくら上げたとか、結果として上げなかったとか。 その数字であるのが賃上げ額・率であって、連合のおっしゃる大企業中心の数字５．何パーセントとか、それが重要なんじゃないでしょうか、と。 現実的に、厚労省が出すデータ、賃上げの数字、第４表ですね。 それ以外の、経団連でも集計しているし、連合も集計しているけれども、要は一番大きな影響を受ける小企業、ここの金額がどうなのか。 長崎の影響率の数字も出していますけど、１から 30 とか、100 名以下の企業のところを出してきている。 要は、最低賃金を考慮する、審議する、決定するにあたっては、そう

	いうゾーンの企業、それから労働者のことを考えて、審議をするということをずっと積み重ねてきているわけですね。 そういう点で、我々は第４表が最も重要なデータであるというふうにずっと説明しているし、主張しているし、答えてきている。 改めて、多分４年前だったと思うのですけど、労働者側にもその旨確認を求めました。 労働者側の方から、第４表は最も重要な指標、参考にじゃないです、決めるにあたって重要な指標である、という発言も得ていますので。そこで改めて発言を求めたのは、この 2007 年当時でもずっと同じ考え方でやってきているわけです。 色んなものは参考にするけれども、最後決めどころになるのは、第４表ですよということでやってきたということを確認する意味で言っていますので。 いや、津崎委員、大変ありがたいデータを出していただいて。 改めて多分第４表が重要なデータであるということを確認されたのだろうなというふうに思っています。
伊東部会長代理	ありがとうございます。 他には、どうぞ。
吉野委員	今お二人が言ったことが大体、主張なのですけども、私の方から、最近の声とかデータというところで、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。 労働者側の方から、消費者の方の負担が大きくなっているということをおっしゃっていただいているのですけど、確かに消費者物価指数なども上がっていますし、その辺は中賃の会長メッセージにもあったのですけれども、消費者物価指数が、７年の 10 月から８年６月のところで、平均持家の帰属家賃を除く総合で平均 2.1 、その前は 3.9 だったと。 あと、頻繁に購入する品目も 1.2%の増で、まあそれはその前の年であれば 4.2%であったというところで、引き続き上昇の局面にあると、もちろん思っていますけれども、その上昇率というのは鈍化しているのかなというふうに感じています。 また、逆にその賃金の支払い能力というところで、企業側の負担というところは、企業物価指数の方を見させていただいたところですけれども、逆にそれは最近、中東情勢の問題とかもありまして、非常に上がっております。 日銀の発表でも、国内の企業物価指数は６月で 7.1%増、 ７月が最近出

	ていましたけれども、それは0.1上がって7.2%増というふうになっておりまして中東情勢の影響による支払い能力の悪化というところは、どうしても、ぜひ配慮いただければというふうに思っています。 最近、7月、毎月、中央会の、情報連絡員の方から、業界の報告をいただいているのですけれども、その中でも業界の景況感というのは、対前年同期比でマイナスの29.2であると。 販売価格は20プラス25というふうにアップしているのですけれども、売上高はマイナスの4.2で、収益状況はマイナス39.6ということで、物価の上昇に価格転嫁が追いつかずに、収益を圧迫している状況というのが深刻になっているのかなと思っています。 声としても、原材料や資材関係の高騰で収益の好転に至らないとか、また、包装資材の価格高騰で収益が悪化していると、長引く中東情勢の悪化で、資材の値上がりや調達困難による納期の遅れなどの影響が見られ、また物流コストが上昇しているなどの声をいただいておりまして、そういう企業の苦しい状況ということもぜひ考慮いただければと思います。
伊東部会長代理	ありがとうございました。 双方からご意見をいただきましたけれども、まだまだ開きが大きいようですので、今日はもう個別協議に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
江上補佐	これからは、個別協議で非公開となります。 傍聴の方は控室への移動をお願いいたします。 なお、三者協議が再開となる場合は、事前にお知らせいたしますので、この会場にお戻りください。
伊東部会長代理	それでは、個別にお考えをお聞きしたいと思います。 いつもは労働者側からですけど、今日の使用者側との個別協議については何かいいお返事を伺えるかもしれないというお話がありましたので、使用者側から始めさせていただいてよろしいですか。 それでは、労働者側委員の方は別室の方へ移動をお願いいたします。
労働者側委員	＜退室＞

	これより 公・使　協　議　　を　１　回、 公・労　協　議　　を　１　回　行う。 ＜個別協議終了、全体協議を再開＞
使用者側委員	＜入室＞ ＜全体協議を再開＞
伊東部会長代理	大変お待たせいたしました。 それでは全体協議を再開したいと思います。 本日は労使双方から考え方、主張等をお聞きして、金額面につきましても個別にお話をお聞きしましたけれども、使用者側の方からは具体的な金額の提示はなく、労働者側の方からは81円ということで、これ以上歩み寄りは本日の段階では難しいと思われますので、労使それぞれの立場で再度ご検討をお願いいたします。 継続審議ということにしたいと思います。 次回の専門部会におきましては、再度、労使の個別協議をして、ご意見をお聞きして、協議の進行次第では公益見解を提示して採決をすることもあり得るという状況と思いますが、そういう進行でよろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
（２）その他 伊東部会長代理	事務局の方から何かございますでしょうか。
木場室長	事務局の方から次回の専門部会の日程等について説明いたします。

	第５回専門部会を８月24日（月）の午後２時から、この８階会議室において開催したいと思います。 また、仮に第５回専門部会で結審となった場合には、翌８月25日（火）に第３回審議会本審を開催して答申を行いたいと思います。 事務局からは以上となります。
伊東部会長代理	ありがとうございました。 ただいま事務局から今後の日程についての説明がございましたが、各委員の皆様から何かご質問等はございませんでしょうか。
各委員	＜質問等なし＞
伊東部会長代理	次回の第５回専門部会は、８月24日（月）午後２時からこの会議室において開催いたします。 円滑な審議運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。 なお、本日の専門部会の議事録につきましては、公益委員は私、労働者委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員をそれぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 これで、本日の専門部会は終了させていただきます。 お疲れさまでした。 ありがとうございました。